

## T P P 協定交渉における大筋合意について

(平成 27 年 11 月)  
北海道総合政策部

## 1 大筋合意の概要

- 10月5日、米国アトランタでのT P P協定交渉参加12カ国による閣僚会合において、大筋合意。

## (1) 物品市場アクセス (主なもの)

**米**

- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持。米国、豪州に国別枠を設定。(別添1-P5)

**小麦**

- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持。米国、豪州、カナダに国別枠を新設。(別添1-P6)

**甘味資源作物 (砂糖、でん粉)**

- 現行の糖価調整制度を維持。(別添1-P6)

**牛肉**

- 16年目以降9%まで関税を削減するが、輸入急増に対するセーフガードを措置。(別添1-P7)

**豚肉**

- 差額関税制度を維持し、従量税は関税撤廃を回避するとともに、輸入急増に対するセーフガードを措置。(別添1-P7)

**乳製品**

- 脱脂粉乳・バターについて、現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持。T P P 枠を設定。(別添1-P7)

**林産物**

- 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいもの(マレーシア、NZ、カナダ、チリ及びベトナムからの合板並びにカナダからの製材)については、16年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。  
(別添1-P8)

**水産物**

- 海藻類(こんぶ等)は、関税を15%削減。
- すけとうだら・にしん等は、即時関税撤廃。ほたてがい・さんま・ぶり等は6~16年目までの関税撤廃期間をそれぞれ設定。  
(別添1-P8)

**酒類**

- ボトルワインは、8年目、清酒・焼酎は、11年目までの関税撤廃期間を設定。(別添1-P8)

### **自動車関係**

- 日本から米国への自動車部品（現行税率：主に2.5%）の輸出額の8割以上の関税を即時撤廃。（別添1-P9）
- 日本から米国への乗用車（現行税率：2.5%）の関税は、15年目から削減が開始され、25年目で完全に撤廃。（別添1-P9）

### **農林水産物の輸出拡大**

- 我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全て（牛肉、コメ、水産物、茶等）で関税撤廃を獲得。（別添1-P9）

## **(2) ルール分野（主なもの）**

### **食の安全・安心**

- WTO協定の衛生植物防疫（SPS）措置を踏まえた規定となっており、日本の制度変更が必要な規定は設けられておらず、日本の食品安全が脅かされるようなことはない。
- 貿易の技術的障害（TBT）では、遺伝子組換え食品の表示を含めて、食品の表示要件に関する日本の制度変更はない。  
(別添1-P17)

### **投資分野**

- 投資家対国の紛争処理手続き、いわゆるISDS手続の規定はあるが、乱訴の抑制に繋がる規定も明記。（別添1-P18）

### **国境を越えるサービスの貿易**

- 原則全てのサービス分野を対象とし、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス等の義務を採用。（ネガティブリスト方式）
- 日本は、社会事業サービス（保健、社会保障、社会保険等）、政府財産、公営競技等、放送業、初等及び中等教育、エネルギー産業、領海等における漁業、警備業、土地取引等について適用対象外（包括的留保）。  
(別添1-P21)

### **金融サービス**

- 越境金融サービスについて、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス制限の禁止等のWTO協定と同種の規律のほか、経営幹部等の国籍・居住要件の禁止、支払・精算システムへのアクセス許可、保険サービス提供の迅速化等の貿易自由化の促進のための規律を規定。
- なお、公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動・サービス（公的医療保険を含む）、締結国の勘定、保証又は財源を利用して行われる活動・サービスにはこの規定は適用外。  
(別添1-P23)

### **政府調達**

- 特定の調達期間が基準以上の物品及びサービスを調達する際の規律として、WTO政府調達協定を適用するため、日本の制度変更はない。  
(別添1-P28)

### **知的財産分野**

- 新薬（生物学的製剤）のデータ保護期間を8年で設定。日本は、原則8年なので、変更はない。

- 著作権の保護期間は、映画は既に日本も70年、それ以外は50年であったものが70年に設定。違法な複製等は、非親告罪を適用。  
(別添1-P30)

### 漁業補助金

- 我が国の漁業補助金は、禁止対象の補助金に当たらない。  
(別添1-P33)

### 協定の発効

- 協定の発効には、次のいずれかを満たすことが必要。
- ア 全ての署名国が国内法上の手続きを完了した旨を書面により寄託者に通知した後60日後
- イ 署名後2年以内に全ての署名国が国内法上の手続きを完了しない場合、署名国の2013年のGDPの合計の少なくとも85%を占める、少なくとも6カ国が、国内法上の手続きを完了した旨寄託者に通知した場合には、本協定は署名後2年の期間の満了後60日後
- ウ ア又はイの要件が満たされない場合には、署名国の2013年のGDPの合計の少なくとも85%を占める、少なくとも6カ国が、国内法上の手続きを完了した旨寄託者に通知した場合の60日後  
(別添1-P36)

※以上資料は、別添1～3の資料に基づき作成  
(添付資料)  
別添1：環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）の概要（内閣官房TPP対策本部）  
別添2：TPP農林水産物市場アクセス交渉の結果（農林水産省）  
別添3：TPP協定による我が国工業製品の市場アクセスの改善内容（経済産業省）

## 【参 考】

### 農林水産物（輸入品）

	総ライン数	関税を残すライン	関税撤廃率
全品目	9, 018	443	95.1
うち農林水産物	2, 328	443	81.1
うち関税撤廃したことがないもの	834	439	47.4
うち重要5品目	(586)	(412)	(29.7)

※ライン：関税定率法の別表（関税率表）に分類されている細目の品目（資料：農林水産省）

### 工業製品

輸 入 品	(関税撤廃率)	100%
	(即時撤廃率)	95.3%
輸 出 品	(関税撤廃率)	99.9%
	(即時撤廃率)	86.9%

(資料：経済産業省)

## 2 国の対応

### (1) TPP総合対策本部の設置

- 10月9日、国は、「TPP総合対策本部」(本部長：総理。構成：全閣僚)を設置し、今般の合意を踏まえ、TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするため、今後、協定の署名や国会承認に向けた調整と並行して、関連法案等も含めた総合的な政策面での対応を行っていくことが必要であるとし、次の3点の基本目標を示した。

#### 【総理発言】

今般の大筋合意を踏まえ、TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結させていきたいと考えている。政府一体となって総合的な政策を策定していく。

TPPは、関税のほか、投資、サービス、知的財産、電子商取引など、企業の海外ビジネスを円滑にするルールが数多く含まれている。地方の中堅中小企業が、これらを最大限活用できるよう、支援する。

他方で、TPPについての国民の不安に寄り添い、国民の不安を払拭するため、合意内容を正確に丁寧に説明していく。

農林水産業については、守る農業から攻める農業に転換し、意欲ある生産者が安心して再生産に取り組める、若い人が夢をもてるものにしていくため、万全の対策を講じていく。

#### 【環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針】

##### ① TPPの活用促進による新たな市場開拓等

幅広い経済主体がTPPを活用して新たなグローバル・バリューチェーンを構築することを促す。

##### ② TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化

TPPの効果を最大限発現することによる多様な分野の生産性向上、多くの地域での産業活性化等を通じて、我が国の成長を確かなものとする。

##### ③ TPPの影響に関する国民の不安の払拭

TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる。

#### 【政策大綱】

上記の対策等を推進するため、「総合的なTPP関連政策大綱（仮称）」を策定する予定。

### (2) 国の説明会の開催状況

- 10月20日、東京都内において、大筋合意の内容全般に関する説明会を開催。
- 11月中旬以降、道内における、大筋合意の内容全般に関する説明会の開催に向け調整中。

### **(3) 北海道ブロック意見交換会などの開催状況**

- 10月15日～16日、札幌市内において、農業（水田・畑作、園芸、畜産）の品目別意見交換会を開催。
- 10月27日、旭川市内において、農業（水田・畑作、園芸）の品目別意見交換会を開催。
- 10月28日、札幌市内において、食品産業向け意見交換会を開催。
- 10月28日に釧路市内、帯広市内、29日に北見市内において、農業（畜産）の品目別意見交換会を開催。
- 11月13日、札幌市内において、企業向け説明会を開催予定。

## **3 道の対応**

### **(1) 第4回北海道TPP協定対策本部会議の開催（10月6日）**

- 大筋合意を踏まえ、10月6日、道は、「北海道TPP協定対策本部会議」を開催し、大筋合意内容の精査、影響の把握などについて検討を開始。

### **(2) 第8回北海道TPP問題連絡会議の開催（10月7日）**

- 道内の農林水産、経済団体等の関係21団体で構成する連絡会議を開催し、大筋合意内容等の情報共有を図った。

### **(3) TPP協定に関する緊急要請（10月15日～16日）**

- 森山農林水産大臣をはじめ、内閣府などに対し、緊急要請。
  - ・ 国においては、交渉結果について、農林漁業者はもとより、地域の関係者等に対し、十分に説明を尽くすこと。
  - ・ 政府として、将来にわたって意欲ある担い手が希望を持って経営に取り組めるよう、本道の農林水産業が確実に再生産を図ることができる万全な対応を行うこと。

### **(4) TPP大筋合意に係る意見交換会の開催（10月下旬～11月上旬予定）**

- 大筋合意を踏まえ、農政部担当者による地域との意見交換を実施。

### **(5) 第5回北海道TPP協定対策本部会議の開催（11月2日）**

- 11月2日、同対策本部会議を開催し、影響の中間とりまとめ結果を報告。

### **(6) 今後の対応**

- 影響の中間取りまとめを踏まえ、国に対し要請。